都市計画まちづくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域特性やまちづくりの方向性に応じた豊中市域における適切な土地利用の規制,誘導に向けて、関係部課で幅広く情報を収集、共有するとともに、都市計画、都市景観及びまちづくりに関する横断的、総合的視点からの迅速な意思形成と適切な運用を図るため、都市計画まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 土地利用のルールづくりに関する重要事項についての調査研究及び関係部課との連絡調整に関すること。
 - (2) 都市計画に関する重要事項についての調査研究及び関係部課との連絡調整に関すること。
 - (3) 都市景観に関する重要事項についての調査研究及び関係部課との連絡調整に関すること。
 - (4) 建築基準法その他土地利用関係法令の運用等に関する重要事項についての調査研究及び関係部課との連絡調整に関すること。
 - (5) 前各号に規定するもののほか委員会が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 2 委員長は,都市計画推進部都市計画課長,副委員長は,都市計画推進部開発審査課長をもって 充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員のほか関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くこと ができる。

(検討部会)

- 第4条 委員会は,第2条に係る具体的事項について検討を行わせるため,必要に応じ,検討部会 を置くことができる。
- 2 検討部会の会員は、委員長、副委員長及び委員の推薦を受けた者並びに関係部課の所属長の推薦を受けた者の中から委員長が定める。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市計画推進部都市計画課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び検討部会の運営について必要な事項は、委員 長が定める。

附則

この要綱は、平成15年5月14日から実施する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成20年5月1日から実施する。

附則

- この要綱は、平成21年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成22年8月18日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月22日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月25日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成24年10月3日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月26日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成26年6月13日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成29年4月3日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和元年7月5日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和2年6月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表

総務部行政総務課長,都市経営部経営戦略課長,同部危機管理課長,都市活力部産業振興課長,環境部ゼロカーボンシティ推進課長,同部公園みどり推進課長,財務部財政課長,市民協働部コミュニティ政策課長,福祉部地域共生課長,健康医療部保健安全課長,こども未来部こども政策課長,都市計画推進部住宅課長,同部都市整備課長,同部建築審査課長,都市基盤部交通政策課長,同部基盤整備課長,同部基盤管理課長,教育委員会事務局教育総務課長,上下水道局技術部水道建設課長,同部下水道建設課長及び消防局警防課長